

岐阜県公報

目 次
告 示
道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課)
(同) 二

告 示

号 外 (一) 平 成 二 十 六 年 三 月 二 十 五 日

岐阜県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
一般 国道 三三六 十号		高山市松之木町一九番一 地先から 同 市山口町一四三六番 地先まで	前 A	六〇 四〇	五、四五〇	
		高山市松之木町二二五番 一八地先から 同 市山口町一四三〇番 地先まで	後 A B	六〇 四〇 三〇 二〇	五、四五〇 二、四七二	A 及び B 係の敷地面積を 図面表示するに 分る。

